

## 「外国為替及び外国貿易法」への対応について

金融機関等は、マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達の防止、各経済制裁措置へ適切に対応するため、お客さまより外国為替取引等を受け付けた際には、「外国為替及び外国貿易法」に基づき、その取引が、同法の規制対象取引ではないことを確認する義務があります。

お客さまにおかれては、この点をご理解いただき、下記「お客さまへのお願い」に記載した事項についてご協力頂きますようお願い申し上げます。

### 記

#### ◎規制対象取引（主な規制を記載）

貿易に関する規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入及び仲介貿易取引</li> <li>・北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易取引</li> </ul>
制裁対象に関する規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テロリスト等、外為法で指定される資産凍結対象者への支払</li> <li>※具体的な対象者は、財務省のホームページにて公開されています。  <a href="https://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/list.html">https://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/list.html</a></li> <li>・北朝鮮に住所や居所を有する自然人への支払</li> <li>・北朝鮮に主たる事務所を有する法人・団体及びその実質支配下にある 法人・団体への支払</li> </ul>
送金目的に関する規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北朝鮮の核関連活動等に寄与する目的の取引</li> <li>・イランの核関連活動やイランへの大型通常兵器等の供給に関連する活動等に寄与する目的の取引</li> </ul>

#### ◎お客さまへのお願い

- ◆ ご依頼人、ご来店者さまの本人確認資料のご提示をお願いすることがあります。
- ◆ ご依頼人さまの職業や事業内容、お取引の目的詳細や受取人さまとのご関係、受取人さまの生年月日や国籍等を確認させて頂くことがあります。
- ◆ 送金資金の原資に関し、その内容を証明する書類を確認させて頂くことがあります。
- ◆ お客さまよりお伺いした内容やご提出頂いた書類については、原則、記録もしくは写しを頂戴いたします。
- ◆ 当金庫からの依頼にご対応頂けない場合や、確認させて頂いた内容によっては、お手続きをお断りさせて頂くことがありますので、ご了承ください。

以上

【本件に関するお問い合わせ】  
 ソリューション支援部 国際業務課  
 TEL : 053-454-6139  
 受付時間：平日 9:00～17:00